

2019年（平成31年）1月10日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市個人情報保護制度  
運営審議会会長 畠山 関之

防犯意識の普及啓発に係る公共施設等における防犯カメラの設置及び運用に関する指針並びに藤沢市防犯カメラ運用基準見本の策定について（答申）

防犯意識の普及啓発に係る公共施設等における防犯カメラの設置及び運用に関する指針並びに藤沢市防犯カメラ運用基準見本の策定について、2018年（平成30年）12月25日付けで諮問（第952号）されたことから、次のとおり答申します。

## 1 審議会の結論

公共施設等における防犯カメラの設置及び運用に関する指針（以下「指針」という。）並びに藤沢市防犯カメラ運用基準見本（以下「基準」という。）の策定については、その必要性があると認められる。

## 2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明によると、指針及び基準を策定する目的等は、次のとおりである。

### (1) 諮問に至った経過

これまで防犯カメラを設置する際、それぞれの設置を実施する課等が、それぞれの基準等に基づき、設置場所及び台数などを決定していた。

設置を進めていく上で、藤沢市個人情報保護制度運営審議会から、市としての統一的な考えを策定すべきではという指摘があったと共に、2018年（平成30年）2月議会予算等特別委員会において、議員から本市が設置する防犯カメラに関し、設置場所や台数等の統一的な考えを定めた指針などが無く、設置箇所ごとに異なる基準で設置しているのではないかと指摘があった。

このことから、防犯カメラの設置及び運用に関し、本市の考え方をまとめた指針を定めるにあたり、藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問するものである。また、指針に基づき、運用等に関する、基準を定めるにあたり、併せて諮問するものである。

### (2) 指針及び基準を定める目的について

指針については、本市が設置する防犯カメラの設置及び運用に関する基本事

項を定め、防犯カメラの適正な管理を行うと共に、市等の施設利用者の安全確保、犯罪の未然防止及び施設管理、並びに市内在住、在勤、在学する者、又は市内滞在者若しくは市内を通過する者の個人情報保護のために定めるものである。

基準については、指針に基づき、防犯カメラに関する運用及び撮影した画像の運用に関する必要事項を定め、防犯カメラの適正な管理及び運用を図るものである。

(3) 指針の考え方について

市が設置する防犯カメラは、施設管理やそこを利用する者の安全確保、又は犯罪の未然防止を図るために設置しているが、当然、個人情報保護を図らなければならない、その為に、設置場所、台数及び撮影対象区域を限定して定めると共に、設置表示や管理責任者等を指定し、適正な設置、管理等を図っていくこととする。

また、防犯カメラの運用等の措置や撮影された画像等の運用に関する基本事項及び苦情処理や開示請求の規定を定め、個人情報保護を図る。

(4) 基準の考え方について

基準は、指針に加え、さらに運用を適切に行うために定めるものである。

主に、管理責任者等の責務、防犯カメラの運用等の措置、画像の保管等及び画像などの目的外利用及び提供の制限に関する規定を定める。

(5) 議会への報告

指針及び基準に関しては、2019年（平成31年）2月議会の総務常任委員会において報告を行う。

(6) 施行日

2019年（平成31年）4月1日（予定）

(7) 添付書類

ア 公共施設等における防犯カメラの設置及び運用に関する指針（案）

イ 藤沢市防犯カメラ運用基準見本（案）

### 3 審議会の判断

指針及び基準の策定に係る当審議会の判断は、次のとおりである。

実施機関では、指針及び基準を策定する目的について、市等の施設利用者の安全確保、犯罪の未然防止及び施設管理並びに市内在住、在勤、在学する者、又は市内滞在者若しくは市内を通過する者の個人情報保護のために、本市が設置する防犯カメラの設置及び運用に関する基本事項を指針において定め、防犯カメラの適正な管理を行うと共に、防犯カメラに関する運用及び撮影した画像の運用に関する必要事項を基準において定め、防犯カメラの適正な管理及び運用を図るものであると述べている。

以上のことから判断すると、指針及び基準を策定する必要性があると認められる。

なお、指針の内容について、当審議会としての意見は、次のとおりである。

(1) 第1条の「並びに」の次に「藤沢市個人情報の保護に関する条例の趣旨にのっ

とり」を加える。

- (2) 第2条第1号の「敷地，又は道路等の公共空間の中で不特定多数の利用がある駅前広場及び地下通路等」を「道路等」に改める。
- (3) 第3条第1号は，例えば「公共施設等における利用者の安全確保，犯罪の未然防止及び施設管理のために防犯カメラの設置の必要性が高く，市民等の個人情報の保護を配慮してもなお必要と考えられる場所」というような限定した表現にする。
- (4) 第3条第3号は，人の出入りが映っていると問題になるケースがあるため，「特定の個人，民間の建物及び民有地を監視することがないように」を「特定の個人，民間の建物及び民有地又はこれらの場所への出入りを監視することがないように」に改める。

以 上